

建設関連業と下請法講座

ご案内のとおり、建設工事に係る下請負(建設工事の再委託)には下請法は適用されません。しかしながら、例えば、建設業者が建設資材を業として販売している場合に、当該建設資材の製造を他の事業者へ委託する場合には製造委託に、あるいは請け負った建築物の設計や内装設計を他の事業者へ委託する場合には情報成果物の作成委託に該当し、その他請け負った建設工事に関連して、地質調査業務、測量業務、建設コンサルタント業務等の委託についても下請法の対象になる場合があります。このように、自社が建設業者であるから下請法の適用がないと思っていたところが、下請法の対象取引に該当することが判明し、例えば受領後 60 日を超えて支払っていたため遅延利息を支払う必要が生じた、あるいは協力金等の名目で下請業者に協力してもらっていたことが減額に当たるとして全額返還しなければならなくなったなど、思わぬ事態に陥ることになりかねません。本講座では、建設業及び建設関連業と下請法との関係について、具体的に解説し、併せて下請法の対象取引に該当する場合の注意点を解説します。

関係する事業者の方々においては、この機会に是非、御参加ください。

本講座は、録画の上2週間オンデマンド配信をしますので、後日再度視聴可能です。

■配信日	令和3年3月9日（火）
■時間	14：00～16：00
■講師	藪内 俊輔 弁護士（弁護士法人北浜法律事務所）
■使用システム	zoomによるライブ配信（オンデマンド配信あり）
■受講料	会員：7,700円一般：11,000円（資料代・消費税込）

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂K Sビル2F

電話 03 (3585) 1241 F A X 03 (3585) 1265

システム環境

●インターネットをご覧いただける環境（通信料は各自負担となります。）

●動作OS

Microsoft Windows（8.1以上）、Apple macOS（最新版）、Google Chrome OS（最新版）

●動作ブラウザ

Google Chrome（最新版）、Mozilla Firefox（最新版）、Microsoft Edge（最新版）、Apple Safari（最新版）

※ 講座の資料につきましては、前日までにPDFのURLをお送りいたしますので、そちらのデータをご覧いただくか、各自ハードコピーしていただきます。

※ 講座については録画をし、2週間のオンデマンド配信もいたします。

※ 上記環境に該当しても、御社独自のファイアウォールシステム等により、ご視聴いただけない場合があります。詳しくは各社のシステム管理者にお問い合わせください。

※Linux系OSの要件など、より詳細なシステム要件につきましては、zoomのヘルプセンター（<https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023>）をご覧ください。

◆お申込み要領◆

1. ウェブサイト

以下アドレスの「参加申込みフォーム」からお申込みください
URL：<https://form.koutori-kyokai.or.jp/private>

2. 電子メール

件名に「建設関連業と下請法講座」、本文に①会社等の住所、②会社等の名称・ご所属、③受講者ご氏名、④電話番号、⑤e-mailアドレスをお書きの上、kouza2020@koutori-kyokai.or.jpまでお送りください

3. FAX

以下の申込書に必要事項をご記入の上、送信してください

(公財)公正取引協会 行 (FAX: 03-3585-1265)

建設関連業と下請法講座 受講申込書

受講者ご氏名	
会社等の名称・ご所属	
会社等の住所	〒 TEL ()
e-mail アドレス	<input type="checkbox"/> 当協会から、今後、各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはチェックを入れてください。

※ご提供頂いた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。

※受講料は、お申込み受付後、当協会からお送りする請求書によりお支払いください。払込後の受講料の払戻しは致しかねますので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願いいたします。開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願い致しますのでご了承ください。